

意見書案第4号

平成27年6月30日提出

提出者 松山市議会議員 杉村千栄  
小崎愛子  
梶原時義  
武井多佳子

平成27年7月2日 否決

「安全保障関連法案」の撤回を求める意見書について  
「安全保障関連法案」の撤回を求める意見書を次のとおり提出する。

記

「安全保障関連法案」の撤回を求める意見書

政府は今国会に「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」を提出した。国際平和支援法案は、多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は、集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案など10法案を一括したものである。いずれも米国等の求めに応じて自由に自衛隊の武力行使をできるようにするものである。

この法案には、憲法に反する3つの重大な問題がある。第一は、自衛隊の活動を拡大し、米国などが起こす戦争に、いつでも地理的制限なく参加させられる点である。第二は、PKO法の改定によって、国連平和維持活動(PKO)とは関係ない、国連の統括しない活動を可能とする点である。第三に、日本が攻撃されていなくても集団的自衛権を発動し、米国の戦争に参戦し、自衛隊の海外での武力行使を可能とすることである。

私たちは、太平洋戦争の痛苦の経験から、国際紛争を解決する手段として、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使を永久に放棄することを世界に宣言した。

政府は長年にわたって「憲法第9条下において許容される自衛権の行使は、わが国を防衛するために必要最小限度の範囲にとどまるべき」との立場から、集団的自衛権の行使や多国籍軍と一体となった武力行使は認めていない。これまでの政府の立場との整合性にも全く欠けるものである。

現に衆議院憲法審査会において、与党が推薦した方を含め、3人の憲法学者全員が集団的自衛権行使は違憲であると明言している。憲法尊重擁護義務を負うべき国務大臣、国会議員が違憲である法案を成立させれば、明らかに立憲主義に反する。徹底した恒久平和主義を定めた憲法に違反し、平和国家としての日本のあり方を根本から覆すことになる。

よって松山市議会は、政府に対し「安全保障関連法案」の撤回を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
法務大臣  
外務大臣  
防衛大臣